

国保だより

NO.78

発行：野田市 国保年金課 ☎7125-1111 内線3115～3121 平成26年4月1日

●国保窓口のご案内

主な届出	市役所	関宿支所	出張所※
加入の届出（一般国保）	○	○	○
加入の届出（退職者医療制度）	○	○	—
脱退の届出	○	○	○
限度額適用認定証等の交付	○	—	—
はり・きゅう・あん摩等施設 利用券の交付	○	○	○

※出張所は、次の3か所にあります。
南出張所（南コミュニティセンター内）
北出張所（北コミュニティセンター内）
中央出張所（樺のホール内）

職場の健康保険に加入したとき、やめたときなど 必ず国保の加入・脱退の手続きを

4月は、就職や進学、転出・転居など異動の多い時期です。世帯の中で国保資格に変更がある場合は手続きが必要です。特に職場の健康保険に加入・脱退したとき、国保の手続きは自動的に行われません。必ず、14日以内に届出をしてください。

国保に加入するとき

- ◆他の市区町村から転入してきたとき
- ◆職場の健康保険をやめたとき
- ◆健康保険の被扶養者でなくなったとき
- ◆子どもが生まれたとき など

国保をやめるとき

- ◆他の市区町村に転出するとき
- ◆職場の健康保険などに加入したとき
- ◆健康保険の被扶養者になったとき
- ◆国保被保険者が死亡したとき など

▼加入の届出が遅れると
保険証がないため医療費を全額自己負担しなければなりません。
また、加入すべき月（退職の翌日、転入日等）まで遡って国保税を納めなければなりません。国保税の納付義務は、届出した日ではなく、異動した日に発生します。

▼やめる（脱退）届出が遅れると
国保の資格が無くなっていくにもかかわらず、保険証を使って医療機関で受診してしまうと、国民健康保険で負担した医療費を返していただくことになりません。

また、いつまでも国保加入者として資格が継続するため、国保税がかかり続けます。



国保に加入・脱退等の届出は
国保年金課・関宿支所・各出張所で

【届出に必要なもの】

▽職場の健康保険をやめたとき

- ①退職証明書又は健康保険の資格喪失証明書など
- ②年金手帳（60歳未満の方）
- ③本人確認できるもの（運転免許証等顔写真付のもの）
- ④退職者医療制度の対象となる場合は、年金証書

▽職場の健康保険に加入したとき

- ①国保の保険証
- ②職場から交付された健康保険証

【届出窓口】

市役所国保年金課（5番窓口）

関宿支所、各出張所

注 退職者医療制度の手続きは、出張所では取り扱っておりません。

4月は窓口が混雑いたします。届出の内容によっては大変お待ちいただく場合がございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

あなたの納める国保税が国保財政を支えています

平成25年度の国保税の納期は第8期まで終了いたしました。未納がある方は早急に納付をお願いいたします。

国保税に未納がある方には、督促状、催告書等を発送し、自主納付や納付相談の案内をしています。それでも納付されない場合は、有効期間の短い短期被保険者証を交付し、さらに滞納が続くと被保険者証の返還を求めるとともに、被保険者証に代えて被保険者資格証明書（医療費等は、一旦全額自己負担になります）を交付します。

特別な事情があり未納分の一括納付が困難な場合は、分割納付ができる場合がありますので、滞納のままにせず、早めに収税課で納付相談を受けてください。

●納付相談・納付窓口の開設		
金融機関などの営業時間内に納付に行けない場合は、下記窓口をご利用ください。		
開設場所	開設時間	
市役所2階 収税課	平日	午前8時30分から 午後8時30分まで
	日曜日	午前8時30分から 午後5時15分まで
閏宿支所 収税課窓口	平日	午前8時30分から 午後5時15分まで
※土曜日、国民の休日、年末年始は開設していません。		

国保税の納付は

便利な口座振替で!!



納付書による納付では、納期のたびに銀行等へ行く手間や、うっかり納め忘れる場合があることから、市では口座振替を推奨しています。

平成26年度の第1期（7月31日納期限）から口座振替を利用する場合は、5月末までにお申込みください。【申込方法】預貯金通帳と届出印をご持参の上、金融機関本支店又は、郵貯銀行の窓口でお申込みください。（市外店舗での申込みについては、収税課にご相談ください）

※申込みの際の注意事項
 ・納税義務者は世帯主です。
 ・口座振替は、廃止の届出をしない限り次年度以降も継続されます。

全国のコンビニ等でも

国保税の納付ができます

納付書が1枚ずつ分かれていきますので、納付の際は、納期や金額、期別をよくご確認の上納付してください。ただし、納期限を過ぎた納付書はコンビニエンスストアなどでは取扱いできませんのでご注意ください。

なお領収証書は大切に保管してください。

所得に関する市県民税の

申告はお済ですか!!

所得が無い、少ないからといって、所得申告をせずに未申告になっていると国保税の軽減判定、高額療養費の自己負担額の判定ができないため、必ず申告してください。

平成26年度の国保税の納期

納税通知書は、7月中旬に世帯主宛に郵送します。通常、4月から翌年3月までの1年分を、7月から翌年2月までの8回に分けて納めていただきます。

他の健康保険の被扶養者に

該当される方はいませんか

職場の健康保険などに加入する方の家族は、その健康保険の被扶養者になれる場合がありますので、年間収入等の認定基準を勤務先に確認されることをお勧めします。

職場の健康保険では、被扶養者が増えても給与から支払う健康保険料は変わりません。国保の場合は加入者が一人増える毎に均等割等の国保税が増額になります。

被扶養者になった場合は、国保をやめる手続を忘れずにしてください。

医療費還付などを騙る

不審電話にご注意

市役所や社会保険事務所など公的機関の職員を名乗る者からの、不審電話が多発しています。

「以前、お知らせした医療費の還付手続がまだお済みでないようなので連絡しました。今日が締め切りです。急ぐので、ATMを使って返金します。」

ATMは銀行内ではなく、コンビニなど他の施設に設置してある場所を指定してきます。

市役所では、還付金の受け取りについて、ATMで手続をしていた、とのことは一切ありません。

医療費の還付は市役所で本人の申請が必要でありATMで戻ることはありません。

ATMの操作を求める電話は「詐欺」と考え、相手には連絡せず、「すぐに最寄りの警察署又は振り込め詐欺相談専用ダイヤルに相談してください。」

●口座番号・暗証番号などの個人情報をお教えしない。

●相手の名前、所属、電話番号を聞く。

●教えられた電話番号に電話しない。

○野田警察署 Tel 7125-0110
 ○振り込め詐欺相談専用ダイヤル
 Tel 0120-494-506



はり・きゅう・あん摩等

施設利用券の交付を開始

～4月1日から～

はり・きゅう・あん摩等の市内指定
施術所で施術を受けた場合に、利用
券一枚当たり800円の助成が受け
られます。交付枚数は、申請月から
来年3月までの月数の2倍（最大24
枚）です。希望される方は、保険証を
持参の上申請してください。

【申請窓口】国保年金課、関宿支所、
各出張所

【交付対象者】国保に加入する満45
歳以上75歳未満の方

※国保税に未納があると、交付でき
ない場合があります。

ジェネリック医薬品を

活用してみましよう

ジェネリック（後発）医薬品とは、特
許が切れた先発医薬品と同じ主成分
を使って製造され、厚生労働省に承
認された薬です。

価格は品目ごとに様々ですが、中
には先発医薬品の半額以下の薬もあ
ります。

ジェネリック医薬品は日本での普
及率は39.9%（平成23年9月現在）で
あり、欧米諸国と比較して普及が進
んでいません。国では平成30年3月末
までに、後発医薬品の数量シェアを60
%以上にするという目標を掲げ、後
発医薬品の使用促進のための施策に

海外療養費制度（野田市民健康保険）を利用される方へ

国民健康保険に加入している方が、
海外で急病や突然の怪我など、やむ
を得ない理由で現地の医療機関で治
療を受けた場合、帰国後、海外療養
費の支給申請していただき審査に通
れば、自己負担分を除いた診療費用
分を海外療養費として、支給してい
ます。

平成26年4月から、海外療養費を
申請する場合、治療を受けられた方
のパスポートの提示（コピー不可）
が必須になります。これは海外での
治療期間と渡航期間を確認するため

ですので、ご協力をお願いします。

【必要書類】

- ① 保険証
- ② 診療内容明細書
- ③ 領収明細書
- ④ 現地で支払った領収書の原本
- ⑤ 世帯主名義の口座番号の分かるもの
- ⑥ パスポート

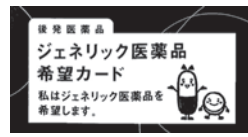
※②③が外国語のときは日本語翻
訳文（翻訳者の住所、氏名も記載）

ご不明な点は、国保年金課まで事
前にお問合せください。

積極的に取り組んでいます。

市ではジェネリック医薬品を選択
しやすいように、「ジェネリック医薬
品お願ひカード」を作成し、窓口で配
布しています。また、保険証更新時に
同封している小冊子「国保のしおり」
に印刷されていますので、切り取って
医療機関等の窓口でご
提示ください。

なお、薬や症状によっ
て切り替えできないこ
とがありますので、医師
や薬剤師に相談してく
ださい。



全国健康保険協会

（協会けんぽ）からのお知らせ

平成26年度保険料率は、昨年健康
保険法等が改正されたことを踏まえ、
準備金を取り崩すことにより、25年
度保険料率と同じ保険料率（千葉支
部は9.93%）を維持することとなり
ました。

加入者の皆様の医療を支えるため、
今後も疾病予防のための健診の推進
やジェネリック医薬品の普及促進等
の医療費適正化に向けた取り組みを
更に強く進めてまいりますので、ご
理解をいただきますようお願い申し
上げます。

【お問合せ】

Tel 04333080522
全国健康保険協会（協会けんぽ）
千葉支部 企画総務グループ

国保がちな講座

特定健診って なに？ の巻



Q 私の父さんは45歳。毎年市役
所から特定健診の案内が来るのに
「健康だし、どこも悪くないから」
といって受けていないの。これって良
くないと思うんですが？

A 病気は自覚症状がないまま進行
してしまう場合があるのじゃ。特に
メタボリックシンドロームは自覚
症状がないことが特徴じゃ。重症
化すると心臓病や脳卒中など深刻
な病気を引き起こしやすくなるの
じゃぞ。

Q それは大変、ちゃんと受けても
らわないためね。

A そつじゃ。たとえ
ば、食べ過ぎや運動
不足など、良くない
生活習慣の積み重ね
が原因となつて起こ
るため、生活習慣の改善により予
防ができるのじゃ。そのために毎年
に一度は健診を受け、自分の健康を
知ることが大切なのじゃ。



特定健診は毎年7月1日から10
月31日まで実施します。対象者には
6月中旬に受診券を郵送しますの
で、ぜひ受診してください。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

70歳の誕生月の翌月 から医療費の 窓口負担が2割になります

(※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります)

・70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。

対象者

26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

2割となる時期

70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から
(例)平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

・対象の方には、別途お知らせします。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

平成26年4月以降も医療費の 窓口負担は1割のまま変わりません

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎えた方は、3割から1割になります)

・平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

対象者

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎えた方は、69歳までと比べて上限額が下がります。)

・詳細は、国保年金課へお問合せください。